

別添資料18 物販・飲食スペースの整備に係る市と事業者の費用負担

物販・飲食スペースの整備に係る市と事業者の費用負担は以下に示すとおりとする。
 なお、記載する全ての工事を物販・飲食スペースの整備として必須で求めるものではない。
 記載のない工事が発生する場合の費用負担は、市と事業者の協議のもとに決定するものとする。

工事種別	費用負担		備考		
	市	事業者			
建築工事	床	コンクリートコテ押さえ	床仕上げ		
	壁	周田間仕切り壁（区画形成）のみ	各部内装間仕切り壁および仕上げ		
	天井	なし	天井仕上げ		
	建具	全て	なし	窓、出入口	
	家具・什器備品	なし	家具・什器備品全て		
電気設備工事	電力設備	電灯動力開閉器盤	分電盤		
	電灯設備	一般照明・コンセント	なし	全工事	
		非常照明・誘導灯	物販・飲食スペース工事前段階での法令上必要な機器類	物販・飲食スペース工事に伴う法令上必要な機器類	
	動力設備	なし	全工事（空調電源送りも含む）		
	通信設備	物販・飲食スペースまでの配管突出し	物販・飲食スペース内への配線、通信会社へ必要費用 物販・飲食スペース内の全工事		
	放送設備	なし	全工事	館内放送に接続できるスピーカーの設置	
	火災報知設備	物販・飲食スペース工事前段階での法令上必要な機器類 ダクト消火用回線（1回線）	物販・飲食スペース工事に伴う法令上必要な機器類取付		
機械設備工事	給水設備	屋外引込から物販・飲食スペース想定エリア天井レベルにキャップ止めまで	キャップ止め以降の二次側配管及び末端器具接続まで		
	排水設備	物販・飲食スペース想定エリア内床スラブ上突出し、キャップ止め	物販・飲食スペース内配管、グリストラップ含む		
	給湯設備	なし	全工事（給湯器、配管全て）		
	ガス設備	屋外引込から物販・飲食スペース想定エリア天井レベルにバルブ止めまで	物販・飲食スペース内配管、ガスメーター設置		
	厨房器具	なし	全工事（調理コンロ、流しシンク 他）		
	衛生器具	なし	全て（物販・飲食スペース内器具）		
	空調設備	ドレン立管に物販・飲食スペース系統の合流継手キャップ止めまで 室外機設置用基礎 空調配管用スリーブ	空調機、冷媒配管は全工事 ドレン管は物販・飲食スペース内配管と付近PSまで		
	換気設備	一般系統	給排気のダクト接続口まで	本体工事以外全工事（換気機器、ダクト、制気口、他）	
		厨房系統	物販・飲食スペース排気系統ダクトの屋上解放部から物販・飲食スペース内ダクト接続口まで	本体工事以外全工事（換気機器、ダクト、制気口、他）	
	消火設備	なし	消火器：設置基準に従い設置 ダクト消火：全工事		